

新型コロナウイルス緊急対応支援事業者給付金について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、消費活動自粛等に伴う売上の急減により、経済的な打撃を受けた新地町内の店舗等に対して、緊急対応支援事業給付金を交付します。

【給付要件】

新地町内に店舗を構える事業者の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費活動自粛の影響により令和2年2月から6月までの売上のうち、一月の売上が前年同月対比で30%以上減収した方。

前年同月の売上と単純に比較できない場合等は、最近1か月の売上が、次のいずれかと比較して30%以上減少している方。

- ア 過去3か月（最近1か月を含む）平均売上高
- イ 令和元年12月の売上高
- ウ 令和元年10月から12月の売上高平均額

【対象者】 給付要件にある減収のある方で次のいずれかの者

宿泊業、飲食業、卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、学習支援業を営む者

【給付額】 15万円

【提出書類】 (①、③は商工会及び町企画振興課の窓口で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。)

- ①給付金交付申請書
- ②売上高等の実績が確認できる書類
- ③売上高計算表
- ④最新の確定申告書、決算報告書の写し
- ⑤通帳の写し(表紙及び支店名や口座番号記載の見返しページ)

【申請期間】 令和2年5月1日(金)～7月31日(金) (消印有効)

◎申請先 新地町商工会

〒979-2709 新地町駅前一丁目5番地 A棟-2

※感染拡大防止のため、原則として、提出書類を郵便で送付してください。

◎問合わせ先 新地町商工会 電話0244-62-2442